平成２３年（フ）第３１３号
沖縄県那覇市字与儀181番地１
債務者　大城　康夫
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９９号
熊本市小山２丁目25―17グランレーヴ壱番館201号室、住民票上の住所熊本県人吉市七地町433番地
債務者　丸山　麻美
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０８号
熊本市清水新地５丁目12番１―525号
債務者　中島　幸誠
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９２号
栃木県小山市大字喜沢596番地６　ブレインハウスⅢ201号
債務者　井岡　　清
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第９７号
栃木県栃木市平井町113番地２　此の花マンションＡ102号、従前の住所栃木県栃木市箱森町９番42号
債務者　生澤　　修
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１０１号
栃木県栃木市今泉町２丁目９番13号
債務者　郷戸　　豊
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３４５号
静岡県浜松市北区豊岡町121番地の16
債務者　河田美由紀
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
静岡県磐田市福田中島2792番地５
債務者　太田　和恵
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　Ｃ－８－301
債務者　中村　宗男
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
愛知県豊橋市忠興１丁目９番地の11
債務者　酒井　正子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０２号
愛知県蒲郡市清田町三反田３番地１
債務者　石川　知宏
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２１２号
愛知県豊川市新豊町１丁目31番地
債務者　新井太市こと　朴　　太市
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２７号
愛知県豊橋市牛川町字西郷51番地の４　Ａ201、従前の住所愛知県豊橋市東田中郷町113番地の27
債務者　内藤　享子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９０号
栃木県小山市東城南１丁目８番地９　望月サンハイツ108号、従前の住所茨城県古河市大和田2158番地　サンハイツＡ101
債務者　渡邉　良男
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第９１号
栃木県小山市東城南１丁目８番地９　望月サンハイツ108号、従前の住所茨城県古河市大和田2158番地　サンハイツＡ101
債務者　渡邉亜矢子
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部